

兵庫県看護功績賞規則

昭和 42 年 7 月 11 日規則第 44 号

改正 昭和 43 年 10 月 17 日規則第 76 号 平成 6 年 3 月 1 日規則第 6 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 41 号

兵庫県看護功績賞規則をここに公布する。

兵庫県看護功績賞規則

(目的)

第1条 この規則は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「保健師等」という。)で看護業務又は保健指導業務(以下「看護業務等」という。)に特に貢献したものに兵庫県看護功績賞を贈つて、これを表彰することにより、看護業務等の向上発展を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和 43 年規則 76 号・平成 6 年 6 号・14 年 41 号〕

(表彰の範囲)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する保健師等を表彰することがある。

- (1) 著しく困難又は特殊な勤務に従事し、看護業務等に特に貢献した者
- (2) 離島その他の交通の著しく困難な地域に勤務し、看護業務に特に貢献した者
- (3) 災害その他非常時において、被災者の看護等に従事し、その功績が特に顕著な者で他の範となるもの
- (4) 看護教育に従事し、看護業務等に特に貢献した者
- (5) その他看護業務等に関し、特に表彰に値すると認められる者

一部改正〔平成 14 年規則 41 号〕

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰(以下「表彰」という。)は、兵庫県看護功績賞及び賞品を授与して行なう。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、知事が別に定める日に行なう。

(公表)

第5条 表彰された者の住所、氏名、その功績その他必要な事項は、県公報により公表する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 10 月 17 日規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。